

「TEAM26&マリーンズ ID 会員規約」新旧対照表

※変更点：下線部

改定前	改定後（2025 年 10 月 12 日付）
<p>第 2 条(定義)</p> <p>「マリーンズ ID」：当社が運営する会員サービスの一つ。マリーンズ ID を利用して、会員専用のマイページの利用・閲覧、入場券、マリーンズグッズ等の購入等が可能です。</p> <p>「TEAM26 会員」：当社へ入会申込みを行い、所定の年会費を支払い、かつ当社より入会を認められた個人のお客様をいい、「ブラック」、「ホワイト」、「ジュニア」の 3 種類により構成されます。ただし「ジュニア」は、中学生以下限定のため、<u>平成 22 年(2010 年)4 月 2 日以降に生まれた方が対象となります。</u></p>	<p>第 2 条(定義)</p> <p>「マリーンズ ID」：当社が運営する会員サービスの一つ。マリーンズ ID を利用して、会員専用のマイページの利用・閲覧、入場券、マリーンズグッズ等の購入等が可能です。</p> <p>「TEAM26 会員」：当社へ入会申込みを行い、所定の年会費を支払い、かつ当社より入会を認められた個人のお客様をいい、「ブラック」、「ホワイト」、「ジュニア」の 3 種類により構成されます。ただし「ジュニア」は、中学生以下限定のため、<u>平成 23 年(2011 年)4 月 2 日以降に生まれた方が対象となります。</u></p>
<p>第 3 条(入会)</p> <p>3.当社は入会希望者に対し、必要な審査等を行うものとし、<u>当社の判断により入会を認められない場合があります。</u></p>	<p>第 3 条(入会)</p> <p>3.当社は入会希望者に対し、必要な審査等を行うものとし、<u>当社からの通知をもって入会手続きが完了するものとし</u>ます。なお、<u>審査の結果、当社の判断により入会を認められない場合があります。</u></p>
<p>第 7 条(特典)</p> <p>2.特典はいかなる形でも第三者へ譲渡し、特典上の地位を承継し、特典を売却し、又は金品と交換することを禁止します。また、特典の内容は、<u>当社は任意に変更できるもの</u>とします。</p> <p>3.<u>当社が TEAM26 会員に提供する特典のうち、「特典チケット引換券」については、会員本人かつ対象期間中 1 回 ZOZO マリンスタジアム又は当社が主催する試合会場にて来場登録をされた方が利用できるもの</u>とします。</p> <p>4.TEAM26 会員は、「特典チケット引換券」<u>含む「入会特典チケット(引換券)」</u>ならびに</p>	<p>第 7 条(特典)</p> <p>2.特典の内容は、<u>当社が別途定めること</u>とします。また、<u>当社はこれを任意に変更できるもの</u>とします。</p> <p>3.特典はいかなる形でも第三者へ譲渡し、特典上の地位を承継し、特典を売却し、又は金品と交換することを禁止します。</p> <p>4.<u>当社が TEAM26 会員に提供する特典のうち、「ブラック特典引換券」「特典引換券」「スプリング引換券」及びジュニア会員特典の招待試合チケット（以下、総称して「TEAM26 特典引換券」といいます）</u>については、<u>会員本人のみが利用できるもの</u>とします。</p>

<p><u>ジュニア会員特典の招待試合チケットをZOZO マリノスタジアムのチケット窓口で紙チケットとして発券することを希望する場合、所定の手数料を支払うものとします。</u></p>	<p>5. TEAM26 会員は、<u>TEAM26 特典引換券をZOZO マリノスタジアムのチケット窓口又はコンビニで紙チケットとして発券することを希望する場合、所定の手数料を支払うものとします。</u></p>
	<p><u>第 19 条（本規約の適用範囲）</u>  1. <u>当社は、本規約の他に、別途、本会に関し各サービスの利用規約等(以下、総称して「利用規約等」といいます)を定めることがあります</u>が、この場合、その目的の如何にかかわらず、<u>利用規約等は本規約の一部を構成するものとします。</u>  2. <u>本規約の定めと、利用規約等の定めとが異なる場合は、利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。</u></p>
<p><u>第 20 条(有効期間)</u>  TEAM26 会員の会員資格は、<u>第 3 条の規定により入会を認められた時点から翌年 1 月 31 日までの最大 1 年間(当年 2 月 1 日～翌年 1 月 31 日)とします。</u>また、<u>マリーンズ ID 会員の会員資格は第 13 条第 1 項により会員資格が終了する場合を除き有効期間はありませ</u>ん。</p>	<p><u>第 21 条(有効期間)</u>  1. <u>TEAM26 会員の会員資格は、2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの最大 1 年間とします。</u>  <u>ただし、2 月 1 日以降に入会の手続きを行った TEAM26 会員の会員資格の有効期間は、当社より入会を認められた日から翌年 1 月 31 日までとします。</u>  2. <u>マリーンズ ID 会員の会員資格は第 13 条第 1 項により会員資格が終了する場合を除き有効期間はありますが、一定期間本サービスの利用が確認できない場合は、当社からの通知をもって会員資格が終了するものとします</u>  <u>(会員資格終了後は、第 3 条第 5 項に該当せず、当社が入会を認める限り、当社が指定する入会手続きを行うことで、いつでも再入会が可能です)。</u></p>
<p><u>第 21 条(会員資格の更新)</u>  6. <u>TEAM26 会員の更新においては、会員種別は前年度と同じ会員種別が引き継がれます。</u>ただし、<u>当社が指定する期日までに申し出をすることで、会員種別を変更するこ</u></p>	<p><u>第 22 条(会員資格の更新)</u>  6. <u>TEAM26 会員の更新においては、会員種別は前年度と同じ会員種別が引き継がれます。</u>ただし、<u>当社が指定する期日までに申し出をすることで、会員種別を変更するこ</u></p>

とができます。また、ジュニア会員は中学生以下限定のため、平成 22 年(2010 年)4 月 2 日以降に生まれた方が対象となり、これ以前に生まれたジュニア会員の方は「ホワイト」会員として更新されます。

7.前項にかかわらず、2025 年度の会員種別は、以下のとおり新たな会員種別にて引き継がれます。

2024年度会員種別		2025年度会員種別
ゴールド	→	ブラック
レギュラー	→	ホワイト
カジュアルレギュラー	→	ホワイト
ジュニア	→	ジュニア
無料会員	→	マリーンズID会員

とができます。また、ジュニア会員は中学生以下限定のため、平成 23 年(2011 年)4 月 2 日以降に生まれた方が対象となり、これ以前に生まれたジュニア会員の方は「ホワイト」会員として更新されます。

第 24 条(その他の禁止事項)

1.会員は、次の行為を行わないものとします。

9)本サービスにより取得した特典(選手のサイン入りグッズ、入場券、招待券、引換コードを含みます。)又は諸権利をインターネットオークションへ出品する等、本会又は本サービスに関し、営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為

第 25 条(その他の禁止事項)

1.会員は、次の行為を行わないものとします。

9)本サービスにより取得した特典(選手のサイン入りグッズ、入場券、TEAM26 特典引換券、招待券、引換コード、その他特典を含みます。)又は諸権利をインターネットオークションへ出品する等、本会又は本サービスに関し、営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為